川口市監査告示第３９号

地方自治法第２４２条第５項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和６年１２月２７日

川口市監査委員　澤野　高雄
同　金井　洋
同　福田　洋子
同　古川　九一

住民監査請求監査結果

第１　請求の受付

１　請求人

川口市　（略）

川口市　（略）

２　請求書の提出日

令和６年１０月２２日

３　請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、新型コロナウイルスに関連した違法不当な財務会計行為の担当者に対する損害賠償請求権行使の不作為が生じていることに対する措置を以下のとおり求めている。

〈違法不当な財務会計行為〉

９９号１１５号３６号監査において民法４１５条責任要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠不提出にもかかわらず、令和５年度の市長の給料を満額受領し答弁不作為が占める市長の給料案分額不当利得返還請求権不行使

〈求める措置〉

９９号１１５号３６号監査において民法４１５条責任要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠不提出にもかかわらず、令和５年度の市長の給料を満額受領し答弁不作為が占める市長の給料案分額不当利得返還請求権不行使に対する損害賠償請求権行使

４　請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項及び第２項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求人の「住所、氏名（自署）」等が記載されていないこ

とから補正を求め、請求人から令和６年１１月６日付け「住民監査請求書（補正）」が提出されたため、同月１８日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

５　監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第１９９条の２の規定による除斥の対象とならない。

第２　個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第２５２条の４３第９項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第２４２条第１項の請求であったものとみなし、監査を実施することとした。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

監査対象事項を、第９９号住民監査請求、第１１５号住民監査請求及び第３６号住民監査請求における監査において、請求人の主張に対する否認、抗弁及び反証証拠を提出しないにもかかわらず、川口市長に給与等が満額支払われたことが違法又は不当であるとして、請求人の主張に対する否認、抗弁及び反証証拠を提出しない不作為が占める川口市長の給与等のあん分額が民法第７０

３条に定める不当利得の返還請求権が不行使とした。

２　監査対象部局

職員措置請求書及び事実証明書を確認したが、監査対象に該当する部局はなかった。

３　監査の実施

職員措置請求書及び事実証明書等を基に、慎重に監査を行った。

４　請求人の証拠の提出及び陳述

法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和６年１２月２日に新たな証拠を提出したものの、陳述は希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

５　監査の期間

令和６年１０月２２日から令和６年１２月２７日まで

第４　監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

１　事実関係の確認

関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

（１）川口市長に対する給与の支給に関する根拠等

法第２０４条第１項は、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあっては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない」と規定し、また、同条第２項は、「普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる」と規定し、そして、同条第３項は、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定する。

川口市においてはそれを受け、川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和４２年条例第５号。以下「条例」という。）を制定し、

条例に基づき、川口市長に対し給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当（以下「給与等」という。）を支給している。

（２）監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、令和５年度に川口市から川口市長に対し支給された給与等の合計額２，０１６万７，５３６円のうち本件請求から１年以内の対象となるものは、令和５年１０月２２日から令和６年３月３１日までの間に川口市から川口市長に対し支給された給与等の合計額８８３万４，６２８円である。

なお、請求人が主張する否認、抗弁及び反証証拠を提出しない不作為が占める川口市長の給与等のあん分額については、算定不能である。

２　判断

（１）住民監査請求における監査の仕組み等

争訟制度における事実と証拠の収集方法には、弁論主義と職権探知主義がある。

弁論主義は、判決、裁決等の基礎となる事実と証拠を収集する責任が争訟当事者にあるとする原則である一方、職権探知主義は、判決、裁決等の基礎となる事実と証拠を収集する責任が判定機関にあるとする原則で、民事訴訟や行政訴訟においては、主として弁論主義が採用され、行政不服審査においては、職権探知主義が採用されている。

住民監査請求においては、法第２４２条に弁論主義の根拠規定が存在しないことから、職権探知主義が採用されているものと解されている。

職権探知主義の下においては、監査委員は、①当事者が主張しない事実であっても監査結果の基礎として採用することができ、②当事者間に争いのない事実であってもこれに反する事実を証拠に基づいて認定することができ、③当事者の申出がなくとも職権で証拠調べをすることができると解されている。

（２）財務会計上の行為の違法性等

請求人は、「第９９号住民監査請求、第１１５号住民監査請求及び第３６号住民監査請求（以下「第９９号監査等」という。）における監査において、請求人の主張に対する否認、抗弁及び反証証拠を提出しないにもか

かわらず、川口市長に給与等が満額支払われたことが違法又は不当であるとして、請求人の主張に対する否認、抗弁及び反証証拠を提出しない不作為が占める川口市長の給与等のあん分額が民法（明治２９年法律第８９号）第７０３条に定める不当利得に該当することから、川口市にその返還請求権が存在し、それを行使しないことが違法又は不当である」と主張する。

そこで、第９９号監査等の監査において、川口市長が請求人の主張に対する否認、抗弁及び反証証拠を提出しないことが違法又は不当であるかどうかについて、検討する。

この点について、住民監査請求においては、職権探知主義が採用されているとはいえ、監査委員が、当事者の協力なく要件事実とこれを裏付ける証拠を収集することには限界があることから、財務会計機関である川口市長は、自己の財務会計上の行為の適法性や妥当性を基礎付ける具体的事実については主張・立証することが望ましいと解される一方で、上記のとおり住民監査請求においては、職権探知主義が採用されていることから、当事者が弁論主義と同様の主張・立証責任を負うことはないと解される。

そうすると、川口市長が請求人の主張すべてに対し、否認、抗弁及び反証証拠を提出することまでは求められておらず、これらを行わないことが、直ちに違法又は不当であると解することはできない。

また、条例は、第６条の２において、一定の要件に該当した場合には期末手当を支給しないことができる旨を規定するものの、請求人が違法又は不当であると主張する行為はこれらの要件に該当せず、また、この規定のほかに給与等を支給しないことができる規定が存在しないことから、川口市長に対して給与等が満額支給されたことは、条例に基づいた適法な行為であると認められるものであり、また、不当利得にも該当しないものと認められる。

そして、川口市長への給与等の支払手続は、いずれも決裁権者により適法に処理され、例えば、条例で定める額と異なる額の給与等を支払うほか、歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実は認められず、また、手続上の瑕疵も認められない。

（３）「行為の発生から１年を経過しての請求となった理由」の正当性について

法第２４２条第２項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、住民監査請求に期限を設けている。

本件、令和５年度に川口市から川口市長に対し支給された給与等のうち令和５年４月２１日から同年１０月２０日までに支給された分に係る請求は、川口市長が給与等を支給された行為があった日から１年を経過したときになされており、請求人は、そのことを踏まえ行為のあった日から１年を経過していても住民監査請求をすることができる「正当な理由」があると主張している。

そこで、請求人の主張に、１年を経過しての請求となった「正当な理由」があるかどうかについて検討する。

この点について、最高裁判所は「普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、地方自治法２４２条２項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と判示している（最高裁平成１４年９月１２日判決参照)。

これを本件についてみると、請求人が事実証明書として提出した「令和２～５年度における市長に給与が支払われたことが確認できる文書」は、請求人が令和６年３月３１日に実施機関である川口市長あてに公文書公開請求書を提出し、同年４月１５日付けの川口市長の公文書部分公開決定により交付された文書であり、遅くともこの時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知り、監査請求期限に間に合うように監査請求ができたものというべきである。

したがって、請求人の主張に「正当な理由」があるとは認められず、本

件請求のうち、令和５年４月２１日から同年１０月２０日までに川口市長に対し支給された給与等に係る部分については、当該行為のあった日から１年を経過して行われたものであるから、不適法な請求であるといわざるを得ない。

（４）まとめ

以上のことから、本件請求に係る財務会計上の行為は、違法又は不当であるとは認められず、これによって損害は発生していないことから、請求には理由がないと判断した。